

第五十号議案

江戸川区新左近川親水公園力又I場条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区新左近川親水公園カヌー場(以下「新左近川親水公園カヌー場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため、新左近川親水公園カヌー場を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区新左近川親水公園カヌー場	江戸川区臨海町二丁目地先

(事業)

第三条 新左近川親水公園カヌー場は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 新左近川親水公園カヌー場の利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。

- 三 その他江戸川区長(以下「区長」という。)が必要と認める事業に関すること。

(利用区分)

第四条 新左近川親水公園カヌー場の利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用
- 二 一般公開利用

(利用承認)

第五条 新左近川親水公園カヌー場を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。  
(利用の不承認)

第六条 区長は、新左近川親水公園カヌー場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 三 その他管理上支障があるとき。

(施設及び使用料)

第七条 新左近川親水公園カヌー場の施設及びその使用料は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 新左近川親水公園カヌー場の付帯設備、備付器具及びその使用料は、江戸川区規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。  
(使用料の納付)

第八条 第五条第一項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前条に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第九条 第七条の使用料は、区長が規則で定める理由があるとき、減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第十条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が規則で定める理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第十一条 区長は、新左近川親水公園力又I場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなつたとき。

四 その他区長が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第十二条 利用者は、その利用が終わつたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

い。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

第十三条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第十四条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等)

第十五条 新左近川親水公園カヌー場を利用しようとする者で、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。た

だし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
 (準備行為)

2 この条例の規定に基づき区長が行う利用の承認その他新左近川親水公園力又  
 1場の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第一(第七条関係)

貸切使用料

施設名	単位	使用料
力又ースラローム場	一時間	四一〇円
力又ースプリント場	一時間	四一〇円
力又ーポロ場	一面一時間	四一〇円
多目的力又ー場	一時間	四一〇円

備考

一 利用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額と入場料等の総収入金額の割相当額のいずれか高い額を増徴する。

二 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定使用料の三十割相当額を増

徴する。

別表第二（第七条関係）

一般公開使用料

施設名		単位		利用者の区分		使用料									
カヌースラローム場	カヌースプリント場	カヌーポロ場	多目的カヌー場	一時間	一時間	一時間	一面一時間	小・中学生	一般（高校生以上）	小・中学生	一般（高校生以上）	五〇〇円	一〇〇円	五〇〇円	一〇〇円

（説明）

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上

に寄与するため、江戸川区新左近川親水公園カヌー場の設置及び管理について定める必要があるもので、本案を提出いたします。